

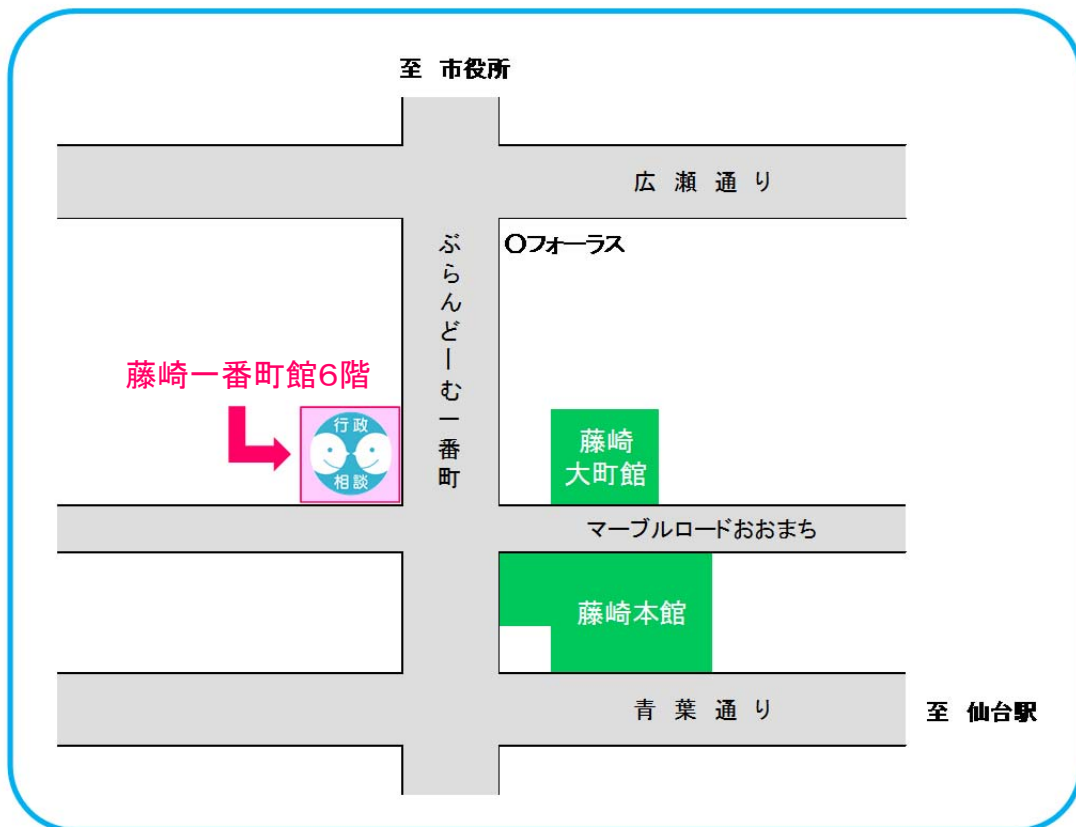


## 仙台総合行政相談所 (行政困りごと相談所)

買物のついでなどに気軽に行政に関する相談ができるように、藤崎デパート内で、国の行政機関、宮城県、宮城県警察本部、仙台市、各種団体などの協力を得て、仙台総合行政相談所（行政困りごと相談所）を開設しています。

※藤崎デパートの店休日等により、相談日が中止・変更となる場合があります。

開設場所	仙台市青葉区一番町3-4-1（藤崎一番町館6階）
開設日時	毎日 AM10:00~PM6:00 （藤崎デパートの店休日及び年末年始を除く）
電話・FAX	022-263-6201



# 相談内容・参加機関一覧はこちらです

[2019年4月1日現在]

相談内容	相談担当	相談日	相談時間
<b>行政一般相談</b>	国の業務、独立行政法人・特殊法人（国立大学、国立病院、郵便局など）等の業務に関する相談 東北管区行政評価局	<b>毎日</b> (店休日・年末年始を除く)	10:00~18:00
<b>情報公開・個人情報保護総合相談</b>	行政機関・独立行政法人等の情報公開・個人情報保護に関する制度や窓口の所在などの総合的な案内窓口 東北管区行政評価局	<b>第3火曜日</b>	10:00~16:00
<b>借金の相談</b> <b>(予約優先)</b>	借金の返済等に関する相談 (必要に応じ弁護士・司法書士等の専門家へ引き継ぎます。) 【予約先】東北財務局金融監督第三課 Tel 022-266-5703 東北財務局 金融監督第三課	<b>第1・3金曜日</b> (祝日・年始を除く)	10:00~16:00
<b>県政一般相談</b>	宮城県の業務に関すること 宮城県行政経営推進課	<b>第2火曜日</b> (祝日を除く)	13:00~16:00
<b>警察行政相談</b>	交通・防犯・ストーカー被害・振り込め詐欺被害等の警察業務に関すること 宮城県警察本部	<b>偶数月の第3水曜日</b>	10:00~16:00
<b>市政一般相談</b>	仙台市の業務に関すること 仙台市広聴統計課	<b>第1水曜日</b> (祝日・年始を除く)	13:00~16:00
<b>法律相談</b> <b>(予約優先)</b>	弁護士による無料法律相談 仙台弁護士会	<b>第2土曜日</b>	13:00~17:00
<b>税務相談</b> <b>(予約優先)</b>	税理士による無料税務相談 東北税理士会 宮城県支部連合会	<b>第4水曜日</b>	13:00~16:00
<b>司法書士相談</b> <b>(予約優先)</b>	売買・贈与・相続等に伴う不動産登記手続、会社・法人に関する登記手続、成年後見制度、その他法律相談 宮城県司法書士会	<b>第3木曜日</b>	13:00~16:00
<b>年金保険・労働相談</b> <b>(予約優先)</b>	社会保険労務士による年金、保険及び労働相談 宮城県社会保険労務士会	<b>第4土曜日</b>	13:00~16:00
<b>土地家屋調査士相談</b> <b>(予約優先)</b>	不動産の表示に関する登記（土地の分筆登記・地目変更登記、建物の表題変更登記（増改築）・滅失登記等）、土地境界トラブルに関すること 宮城県土地家屋調査士会	<b>第4木曜日</b>	13:00~16:00
<b>不動産鑑定士相談</b> <b>(予約優先)</b>	不動産の価格水準、売買・交換、鑑定評価、賃料、権利関係、有効利用等に関すること 宮城県不動産鑑定士協会	<b>第2木曜日</b>	13:00~17:00
<b>行政書士相談</b> <b>(予約優先)</b>	遺言・遺産分割協議書等相続関係書類の作成、許認可等関係書類の作成・申請手続、法人設立関係書類の作成等に関すること 宮城県行政書士会	<b>第1土曜日</b>	13:00~16:00
<b>分譲マンションの管理相談</b> <b>(予約優先)</b>	マンション管理士による分譲マンションの管理運営相談 【予約先】仙台市住宅政策課 Tel 022-214-8306 仙台市住宅政策課	<b>第3土曜日</b>	13:00~16:00
<b>家庭・職場・地域等での困りごと相談</b> <b>～男女共同参画に関する施策の推進に関して～</b>	行政相談委員による男女共同参画からみた社会制度・慣行の見直し、意識の改革、男女の生活と仕事の調和、高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らすための環境整備、地域・防災・環境その他各分野における男女共同参画施策についての総合相談 行政相談委員 (男女共同参画担当)	<b>第1木曜日</b> <b>第3月曜日</b> (祝日及び年始を除く)	13:00~16:00

(注) 予約優先の相談については、あらかじめ相談所へお問合せください。予約が満了となった場合には、来所しても相談を受けることができませんのでご了承ください。